R5.11.10作成

住民主体による助け合いサービス補助金のご案内

補助対象となる助け合いサービス	**①訪問による日常生活支援サービス（訪問型サービスB）** 買い物、掃除、ゴミ出し、電球交換、草取りなど日常生活上の困りごとに対する生活支援 **②通いの場を提供するサービス（通所型サービスB）** 主として月1回以上の趣味活動、交流、会食、体操等の自主的な通いの場の提供
応募要件	要支援等の認定を受けている人またはおおむね65歳以上の市民に対し、上記助け合いサービスを提供する団体 ◆町内会、自治会またはその組織内の団体 ◆知立市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会 ◆知立市市民活動支援センターの登録団体 ◆特定非営利活動法人 ◆前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
補助金の金額（年額）	①訪問型サービスB ◆立ち上げ補助費・・・上限10万円（1回限り） ◆運営補助費・・・上限5万円 ②通所型サービスB ◆立ち上げ補助費・・・上限：10万円（1回限り） ◆運営補助費・・・上限：月1回の場合5万円、月2回以上10万円 ＊補助経費の内容は個別にお問い合わせください。
申請	（申請期日） ◆初回（年度）申請は、事業開始30日前 ◆継続申請は、当該年度の5月末日（開庁日） （提出書類） ◆知立市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス事業費補助金交付申請書 ◆住民主体訪問サービスB事業計画書（訪問型サービスBのみ） ◆住民主体訪問型サービスB事業団体概要書（訪問型サービスBのみ） ◆住民主体通所型サービスB事業計画書（通所型サービスBのみ） ◆住民主体通所型サービスB事業団体概要書（通所型サービスBのみ） ◆収支予算書 ＊その他、毎年度事業終了後に実績報告書の提出があります。
申請先・問い合わせ先	〒472-0044 知立市広見三丁目1番地 知立市役所長寿介護課地域支援係 電話：0566－95－0191 Mail ：choju-kaigo@city.chiryu.lg.jp